

独占禁止法研究会（第1回会合）議事概要

平成28年2月26日

公正取引委員会

- 1 日時 平成28年2月23日（火）10:00～11:35
- 2 場所 中央合同庁舎第6号館B棟11階公正取引委員会大会議室
- 3 議事次第

- (1) 開会
- (2) 公正取引委員会委員長挨拶
- (3) 研究会の運営について
- (4) 課徴金制度の概要と見直しの視点について
- (5) 研究会の進め方について
- (6) 閉会

4 議事概要

- (1) 冒頭、杉本公正取引委員会委員長から、研究会開催に当たっての挨拶を行い、また、岸井会員に座長を依頼した。

- (2) 独占禁止法研究会に関する運営規則（案）（資料2）について、事務局から説明を行い、原案のとおり、研究会の了承が得られた。また、了承が得られた同運営規則に基づき、岸井座長が宇賀会員に座長代理を依頼した。

- (3) 課徴金制度の概要と見直しの視点（資料3及び資料4）について、事務局から説明を行った。その後、課徴金制度の見直しの視点や見直しの制約となる問題点等について議論が行われ、今後は、同資料記載の制度見直しの視点及び見直しの制約となる問題点等を踏まえて議論を進めていくことについて、研究会の了承が得られた。

なお、議論の際に、会員から出された主な意見の概要は次のとおり。

- 事業者の調査協力・非協力の程度を勘案して課徴金の額を定める仕組みの導入について検討するのであれば、審査手続の見直しに関する検討も併せて行うべきではないか。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課企画室

電話 03-3581-5485（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

- 中小企業の間では、公正取引委員会の裁量により調査協力に応じた課徴金の加減算が行われるような制度が導入されると、事情聴取等において、かかる制度を盾に公正取引委員会の調査手法がより強引になるのではないかと危惧する声が上がっている。そうした弊害が生じないように、裁量の導入を検討する際は、調査に対する防御権の確保についても並行して検討すべきである。
- 調査協力には、事案解明に資するという正の効果ももちろんあるが、違反行為を行っていない事業者について違反行為の認定がされかねないという負の側面もあることに留意が必要である。そのような負の側面から事業者をどのように守るかといった広い意味での手続保障の確保も併せて検討すべきである。
- 議論の混乱を防ぐために、まずは課徴金制度の在り方・制度設計を検討することとし、防御権の確保、事前手続等の関連論点は、当該制度設計を踏まえて検討するという形で効率的な議論を行うべき。
- 刑事罰との関係で、課徴金の賦課が二重処罰の禁止に触れないかどうかという点は重要な論点だが、更に独禁法第25条や民法第709条に基づく民事的な損害賠償請求との関係で、課徴金の賦課と重複する場合もあるため、その点も議論になり得るのではないか。
- 我が国の課徴金制度は国際的にみて特異な制度となっていることに異論を挟む余地はない。これをEUのような国際標準的な制度に近づけていく必要がある。
- 現行の独占禁止法の執行において最も弊害が生じているのは、カルテルよりも私的独占と不公正な取引方法ではないか。私的独占と不公正な取引方法を効果的に規制するためのツールとしてこそ裁量型課徴金制度が必要なのであり、これらの類型について対処する視点から検討を行うべき。
- 裁量の導入といっても、公正取引委員会にフリーハンドの裁量を与えることは想定し難く、課徴金の賦課・算定における透明性・機動性等を確保しつつ、社会経済実態にも適合するような制度とすることを念頭に、どの程度の裁量を、どの範囲で導入すべきかについて議論していくべき。

(4) 研究会の進め方(案)について、事務局から説明を行った。その後、議論が行われ、原案のとおり、研究会の了承が得られた。

なお、議論の際に、会員から出された主な意見の概要は次のとおり。

○ 諸外国の制度に関するヒアリングは、制度概要等の文献によっても理解できるような事項よりも、実務家に実際に聴取しなければ知り得ないような事項を中心に聴取したい。また、諸外国の制度においても、我々がこれから検討すべき課題と共通の問題を有する部分があると思うが、諸外国ではそのような問題についてどのように対処しているかといった点も聴取したい。

(5) 第2回会合は3月に開催することとするが、具体的な日時については追って調整することとし、第2回会合以降におけるヒアリング対象者の選定については、座長に一任された。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)